

令和8年度 周防大島町会計年度任用職員登録募集について

令和8年度に町の機関・施設等で勤務を希望する人は、登録が必要です。
登録者の中から書類選考、面接を経て、会計年度任用職員として任用されます。
登録資格や方法等は次のとおりです。

1 登録資格

登録できる人は、次のいずれにも該当しない人です。（地方公務員法第16条）

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 周防大島町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務条件

項目	内容
任用期間	一会計年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）のうち必要な期間 ※ただし、任用から1ヶ月間は条件付採用期間となります。
勤務場所	役場各庁舎、出張所および各種施設等
勤務時間	原則 8時30分～17時15分（休憩12時00分～13時00分）以内 職場や勤務場所で始業時間や就業時間、休憩時間は異なります。
休日	原則 週休日（土・日曜日）および国民の祝日にに関する法律に規定する休日ならびに12月29日から翌年1月3日までの日 ※ただし、行事や業務内容によっては出勤日になる場合があります。
給料・報酬	町ホームページ「令和8年度周防大島町会計年度任用職員登録募集案内・募集職種一覧表」を参照ください。
諸手当	・通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当 ・期末手当（支給対象：任用期間6月以上で1週当たり勤務時間が29時間を超える者）
休暇等	(1) 条例、規則に基づき、年次有給休暇を付与 (2) 有給、無給の特別休暇あり ※勤務日数、勤務時間により、取得条件や日数が異なります。
社会保険等	勤務時間に応じて健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

※職種によって、勤務条件が異なる場合があります。

3 選考方法

- (1) 各職種の登録者の中から書類審査を実施
- (2) 書類審査通過者に対して選考試験（面接等）を実施（令和8年2月中旬以降随時実施予定）
※書類選考通過者には、各所管部署から選考試験（面接等）の日程を連絡します。

4 登録の手続き等

■登録申込書の取得方法

- (1) 町ホームページの「職員採用情報」のバナーをクリックし、採用専用サイトから会員登録（無料）を行い、エントリーシート（受験申込書）を作成してください。
- (2) ホームページからダウンロード
電子申請により申し込みをしない場合は、町ホームページ「会計年度任用職員登録募集」から登録申込書の様式をダウンロードし、A4用紙に両面印刷して写真を貼付のうえ必要事項を記載してください。
- (3) 各総合支所・出張所で配布
パソコンやスマホで採用専用サイトにアクセスすることができない場合は、各総合支所・出張所で紙の登録申込書を配布します。

■提出書類および申し込み方法

- (1) 採用専用サイトから申し込みの場合
電子申請によりお申し込みが完了しますので提出書類はありませんが、顔写真と資格証（資格が必要な職種のみ）のデータが申し込みの際に必要です。
- (2) 紙の登録申込書で申し込みの場合
 - ア 登録申込書（直近3ヶ月以内に撮影した写真を必ず貼ってください）
 - イ 資格証の写し（資格要件が必要な職種に限る）
上記の書類を期間内に総務課人事行政班（大島庁舎2階）に提出するか、「**会計年度任用職員登録申込書在中**」と朱書きした封筒にて郵送（レターパック又は簡易書留）してください。
※2月6日（金）の消印有効としますが、期限間際での郵送の場合は、速達郵便をご利用ください。

■登録受付期間

1月15日（木）から2月6日（金）まで

5 その他

- 今回の登録の有効期間は、令和9年3月31日までです。
- 登録者のすべての人が任用されるわけではありません。
- 登録者には、令和8年度中に他の募集があった場合に連絡をすることがあります。
- 予算措置の状況により募集内容を変更することがあります。

問い合わせ（郵送先）

〒742-2192

周防大島町大字小松126番地2

総務課人事行政班（大島庁舎2階）

TEL 0820(74)1000 町ホームページ

